

水道水における有機フッ素化合物について

水道水における有機フッ素化合物（PFOS、PFOA）※1については、水道法で規制される「水質基準」ではありませんが、令和2年4月より「水質管理目標設定項目」に位置づけられ、暫定目標値（50 ng/L）※2が設定されました。

これを受けて、北名古屋水道企業団では、管理している井戸原水※3を検査したところ、豊山配水場と師勝配水場で、暫定目標値を上回る測定結果が出ました。

【現状と今後の対応策】

令和3年3月17日より豊山配水場からの配水は停止しておりますが、令和4年3月8日現在、目標設定値以内であり、継続して注視します。師勝配水場については、井戸原水での測定数値は、暫定目標値を上回るものの、浄水※4での測定数値では、暫定目標値を大幅に下回っており、配水を継続しています。

今後も両配水場の検査を定期的に行い、管理を徹底するとともに、結果をホームページに掲載していきます。

また、PFOS 及び PFOA と同様の性質を持つ PFH_xS については、その代替品として使用されていますが、令和3年4月1日に「要検討項目」に位置づけられたことから、目標値は設定されていませんが、検査を定期的に行い、結果をホームページに掲載していきます。

※1

PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、耐熱性や耐薬品性に優れ、フライパンの表面加工、撥水剤や泡消火剤として幅広く使用されております。PFOS は、平成22年に国内での使用、製造が禁止されており、PFOA についても、事実上禁止となりました。

※2

人が毎日2L 飲用しても問題ないとされる値。毒性評価が国により異なる現状から、最も厳しいレベルを選択して暫定目標値としています。

ng/L とは、水1L あたり10億分の1g の物質が溶解していることを表しています。

※3

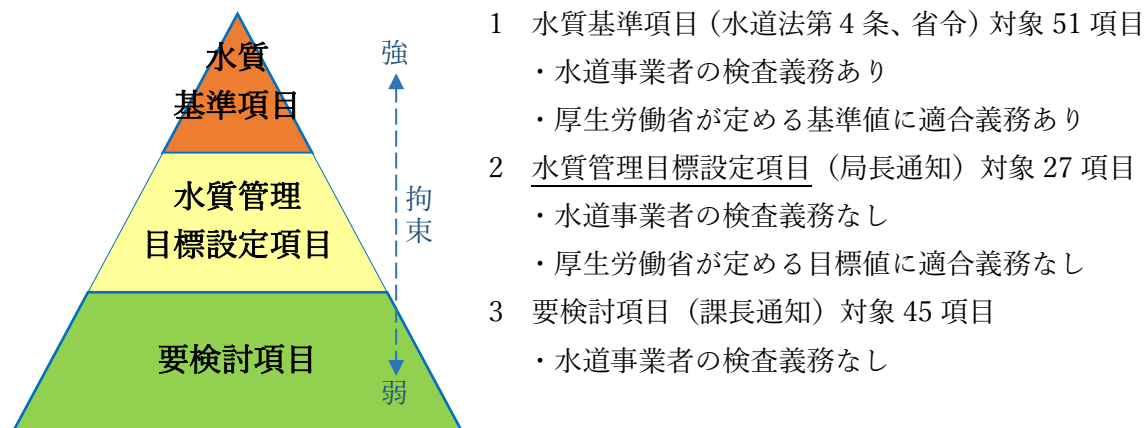
地下水を汲み上げた状態のものです。

※4

飲料水として提供する状態のものです。

◇日本における水質基準について

水道水の水質については、厚生労働省が以下 3 つの項目に分類し通達指導しています。



水質に関する問い合わせ先

北名古屋水道企業団

工務課 配水維持担当

TEL (0568) 22-1251 (代表)

FAX (0568) 22-7790